

# 第 1 0 期森町分別収集計画

令和 4 年 6 月

## 森町分別収集計画 目次

1	計画策定の意義	1
2	計画の基本的方向	1
3	計画期間	1
4	計画の対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	6
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8条第2項第7号)	7

## 1 計画策定の意義

当町では、町民・事業者・行政が互いに協力し、リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）・リユース（Reuse：製品・部品の再利用）・リサイクル（Recycle：再生資源の利用）といった3R（スリーアール）の取り組みを進めるとともに、広域的な連携のもと一般廃棄物の適正な処理に努めている。

3Rの取り組みとして、町民に広報紙等により啓発活動に取り組んでいる。また、広域的な取り組みとしては、磐田市・袋井市・森町で構成する中遠広域事務組合の処理施設について、分別収集の徹底によるごみの減量とリサイクルを推進している。

本分別収集計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の3Rを推進するため、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の実施により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や温室効果ガスの削減等の環境負荷を低減し、持続可能な循環型社会の形成を図る。

## 2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- (1) ごみ排出抑制、3Rを基本とした地域社会づくり
- (2) 全ての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

## 4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、PETボトル、プラスチック製容器包装、段ボール、その他の紙製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物排出量	269 t	267 t	265 t	263 t	261 t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、町民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連帯を図る。

### (1) 啓発活動の充実

- ① 学校や地域社会の場における、環境教育やごみ処理施設の見学会、出前講座などあらゆる機会を活用し、町民・事業者に対して、ごみ排出量の増大やごみ処理に要する経費の増加等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらうとともに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。
- ② ごみ分別ガイドを世帯配布し、収集区分や3Rの周知徹底を図る。
- ③ マイバッグ持参運動を推進する。
- ④ 商品の過剰包装を抑制し、簡易包装を求める意識を啓発する。
- ⑤ リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用促進を進める。
- ⑥ 地域の分別回収に加え、容器包装廃棄物の拠点回収を実施する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下記左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下記右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装	缶類
主としてアルミニウム製の容器包装	
主として ガラス製の容器包装 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 無色のガラス製容器</li> <li>— 茶色のガラス製容器</li> <li>— その他のガラス製容器</li> </ul>	ガラスびん（無色・茶色・その他）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイと表記）
	PETボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装
主として段ボール製の容器包装	段ボール
主として紙製の容器であって上記以外のもの	段ボール以外の紙製容器包装（紙パック含む）

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主として鋼製の容器	11		11		11		11		11	
主としてアルミ製の容器	8		8		8		8		8	
無色のガラス製容器	48		48		47		47		47	
	48	0	48	0	47	0	47	0	47	0
茶色のガラス製容器	32		31		31		31		31	
	32	0	31	0	31	0	31	0	31	0
その他のガラス製容器	17		17		17		17		17	
	17	0	17	0	17	0	17	0	17	0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	
主として段ボール製の容器	16		16		16		15		15	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	0		0		0		0		0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしよゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	19		19		18		18		18	
	19	0	19	0	18	0	18	0	18	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（うち白色トレイ）	118		117		116		115		114	
	118	0	117	0	116	0	115	0	114	0
	2		2		2		2		2	
	2	0	2	0	2	0	2	0	2	0

※ 2段書きになっている箇所の下段は、左が指定法人への引渡数量、右が町の独自処理量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

推定人口の算定は、「第9次森町総合計画 人口・世帯数の見込み」を参考に算出した。

年 度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
推 定 人 口	17,391人	17,220人	17,050人	16,937人	16,826人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行のステーション回収体制を活用して行う。

なお、現在、各種団体による集団回収を行っている紙パック、段ボール等については、引き続きこれらの団体等が収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	アルミ	缶類	町委託業者による定期回収	民間業者
	スチール			
びん	無色ガラス	びん類	町委託業者による定期回収	町委託業者
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック その他紙製容器	紙パック	登録団体(PTA・子供会等)による集団回収	民間業者
	段ボール	紙類	登録団体(PTA・子供会等)による集団回収	民間業者
プラスチック	PETボトル	PETボトル	町委託業者による定期回収	町委託業者
	白色トレイ	白色トレイ	町委託業者による定期回収	町委託業者
	プラスチック製容器包装	その他プラスチック類		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の種類	収集容器	収集車	中間処理
缶	アルミ	スチール缶	コンテナ	4 tトラック	民間業者
	スチール	アルミ缶			
びん	無色ガラス	無色ガラス	コンテナ	4 tトラック	民間業者
	茶ガラス	茶ガラス			
	その他ガラス	その他ガラス			
紙	紙パック	紙パック	なし	パッカー車等	民間業者
	その他紙製容器				
	段ボール	紙類			
プラスチック	PETボトル	PETボトル	網袋	2 tトラック	民間業者
	白色トレイ	白色トレイ	網袋	2 tトラック	民間業者
	プラスチック製容器包装	その他プラスチック類	網袋	パッカー車	民間業者



## 1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

### (1) 分別収集に対する補助金の交付

古紙等資源集団回収事業補助金として、古紙を回収している登録団体（P T A、子供会等）に対し、補助金を交付している。

### (2) 森町環境美化条例第11条の規定により町内の自動販売機設置者に対し、回収容器の設置を義務付けている。

なお、当町におけるごみ処理フローは、別紙のとおりである。

# 森町のごみ処理フロー

(別紙)

